

○財務省告示第二百五十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年七月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用表を含む項にあつては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十八年八月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年七月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
----------------------	---------

一五	二四九トン
一四の二	二二九、九六〇トン
一四	四〇九、八三一トン
一三	一、八八〇、二七二トン
一二	二一、九四七トン
一一	六、一九九トン
一〇	二、二六九トン
九	一二、五三九トン
八	二トン
七	四トン
六	一七トン
五	三三四トン
四	八、八一九トン
三	一トン
二	〇トン
一	〇トン

二九	一一五トン
二八	一トン
二七	五、四七二トン
二六	一、四一四トン
二五	〇トン
二四	三六トン
二三	一、六二七トン
二二	一三五トン
二一	一〇、五七三トン
二〇	三一六トン
一九	四〇一トン
一八	五、三一〇トン
一七	四三、〇四三トン
一六	一、六一四トン

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年七月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数

量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一三	一、八八〇、二七二トン
一四	一五八、九四二トン